

府政防第105号
令和6年1月17日

新潟県防災局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

令和6年能登半島地震における避難所外被災者への
適切な支援の実施について（依頼）

被災者の災害関連死を防止するためには、在宅や車中泊などの避難所以外で避難生活を送る被災者（以下「避難所外被災者」という。）の方々への支援も重要です。については、下記に留意の上、関係部局及び管内の市町村に周知いただき、市町村におかれては適切に避難所外被災者の支援を実施していただくとともに、都道府県におかれては管内の市町村が万全の対応を行えるよう助言等をお願いします。なお、本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

災害関連死を防止するためには、避難所の確保及び生活環境の整備等の取組に加え、避難所外被災者の支援も重要です。下記に避難所外被災者の方への支援のポイントを整理しましたので、地域の実情に応じ、取組の参考としてください。

1. 避難所外被災者の状況の把握

支援が必要な避難所外被災者に対して、漏れのない支援を実施するためには、避難所外被災者の状況把握を早急に行い、支援が必要な被災者に適切な支援の提供、医療や福祉的支援へのつなぎ等を実施することが重要です。

状況の把握に当たっては、避難所外被災者について、訪問や電話等のアウトリーチの実施や、被災者自らの情報発信（避難所への届け出、アプリ等による発信等）を促すことが効果的です。

アウトリーチによる状況把握については、DMAT、保健師、福祉関係者、自主防災組織、民生委員、災害支援NPO等の民間団体等、様々な主体と連携して実施することが効率的です。一方で、それぞれの主体がそれぞれの職務の観点から、個別訪問を実施している場合があることから、関係部局が連携し、役割を分担し、重複や漏れがないよう、情報連携を密に行うことが重要です。

上記のほか、状況把握の実施に当たっては、以下の点に留意ください。

- ・要配慮者の状況把握に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報を活用すること
- ・要配慮者のいる世帯から訪問するなど優先順位を決めるここと
- ・支援関係者で被災者の個人情報を共有できるように、適切に利用目的を明示すること
- ・罹災証明書の申請案内など、必要な情報の提供を併せて行うこと

(参考)

- ・状況把握に当たって、利用できる調査票として、厚生労働省が被災者アセスメント調査票を公表していますので必要に応じて活用を検討ください。

<p>(別添1)</p> <p>避難者に関するアセスメント調査票</p> <p>調査票を配布した避難所名: _____</p> <p>被災者アセスメント調査票</p> <p>この調査票は、被災住民本戸はりに把握し、適切に緊急避難に着手することを目的とした調査票であります。本調査票は記載いたいたる情報を共有するには、災害時ににおける支援活動のために使用いたします。</p> <p>1. 本人の状況 [個人情報の記入欄] 記入日時：月 日 時 分 年齢：性別： 既往歴：既往歴電話： 既往歴電郵： 既往歴を有する場合は、その箇所へ記入する。 2. 健康状況 [健康状況の記入欄] ① がん ② 水痘 ③ 電気 ④ 下水道 ⑤ ハートカーバイソン ⑥ 家庭電話 ⑦ 緊急電話 ⑧ ハンモチキ小過誤 ⑨ 家事（準備）の被害の状況 （被害がなかった場合は、家事準備した、家事準備したなど） ⑩ 家事（準備）の被害度合い （被害がなかった場合は、家事準備したなど） ⑪ 家事（準備）の被害度合 （被害がなかった場合は、家事準備したなど） ⑫ 家事（準備）の被害度合 （被害がなかった場合は、家事準備したなど）</p>	<p>2. 対在の個人自身の状況や、個人自身と一緒に避難している家族の状況 現地の在宅避難所 □ 通勤所 □ お家 □ 入居者 □ 車中泊 □ その他</p> <p>避難所の利用 □ 利用している □ 必要品持出し □ 食事 □ トイレ □ 牛乳消費 □ 入浴 □ 行政やボランティアからの提供された各種の備蓄 □ 利用していない</p> <p>医療センターを利用しているか □ 人工呼吸器 □ 血液透析 □ 運送 □ インスリン注射 □ 薬剤 □ 薬剤持出し □ 運送 □ 病院搬送料持出 □ 電話連絡機持出し □ 正常的状態が認められる（現在、【や期、一時】） □ 不正状態が認められる（現在、【や期、一時】） □ 非正規の施設 □ 駐留者 □ 向精神薬 □ その他 （医薬品名：_____）</p> <p>3. 介助のための医療機関名 勤務医等などの医療機関や サービスを利用されているか □ 有 □ 有している事務所名：_____</p> <p>4. 給食機会と乳幼児の力が いるか □ 有 □ 有 □ 有している □ 有 □ 有 □ 有 □ 有 （因食物物）</p> <p>5. 妊介護（支援）設定を受け れているか □ 有 □ 有 □ 有 □ 有 □ 妊介護1 □ 妊介護2 □ 妊介護3 □ 妊介護4 □ 妊介護5 □ 妊介護6 □ 介護している店舗や施設事務所名：_____</p> <p>6. 援助等手帳をお持ちか □ 有 □ 有 □ 有 （扶養手帳等） □ 有 □ 有 □ 有 （身体障害者手帳等） □ 有 □ 有 □ 有 （精神障害者保健福祉手帳）</p> <p>7. ディザスターハンブルバ ーなどの団体等で利用を利 用されているか □ 有 □ 利用の実績が立たない □ わからない （利用している事務所名：_____） □ 有 □ 有 □ 有 （身体障害者手帳等） □ 有 □ 有 □ 有 （精神障害者保健福祉手帳）</p> <p>その他 □ 有 □ 有 □ 有 （その他）</p> <p>本調査票に記載した情報を、地方自治体が収集する避難者の管轄者、当該地方自治体の災害 対策本部及び保健医療機関調査票等において共有することに同意します。 年 月 日</p>
--	---

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000967739.pdf>)

- ・高齢者等の状況把握に当たっては、厚生労働省の下記の事業を活用できます。各自治体におかれても、積極的に活用を検討ください。

【被災高齢者等把握事業】

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくる取組を一定期間、集中的に実施するもの。

※介護支援専門員等の職能団体だけでなく、災害支援 NPO 等の民間団体の方へ委託することも可能です。

問い合わせ先：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

TEL:03-3595-2889

2. 物資の配布・情報の提供

避難所は、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅等で避難生活を送ることを余儀なくされた避難所外被災者も、支援の対象とすることが適切です。避難所外被災者に対しても、必要な物資・情報等の提供をお願いします。

なお、以下のとおり内閣府より避難所の生活環境の整備、在宅避難者等への物資配布等について通知を発しておりますので、併せてご確認ください。

※避難所の確保及び生活環境の整備等について（令和6年1月1日付 府政防第8号）

※在宅避難者等への物資配布について（令和6年1月8日付 事務連絡）

3. 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊をされる方については、特に、エコノミークラス症候群等の健康被害の防止が重要です。このため、DMAT や保健師の巡回等による健康管理、弾性ストッキングの配布や車中泊の注意点の周知等の取組をお願いします。

車中泊避難の早期解消に向けて、環境の整った避難所への誘導等を進めてください。

（参考）

・車中泊の注意点（新潟県）



(<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/362880.pdf>)

以 上

<問い合わせ先>
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
参事官補佐 新井、主査 信藤
TEL : 03-3502-6984（直通）